別紙２　　令和６年度　一部改正

（1）　介護給付費対象となるサービス

＜サービス利用料金（1 月あたり）＞

①ご契約者様の要介護度とサービス利用料金	要介護 1、2 １０，８６０円	要介護 3、4、5 １４，１１０円
② 特定事業所加算（Ⅱ）として加算する額	４，２１０円	４，２１０円
③ サービス利用に係る利用料金（①+②）	１５，０７０円	１８，３２０円

初回加算 新規に居宅介護サービス計画を作成し、指定居宅介護支援を行った当該月に加算します。 ・新規に居宅介護サービス計画を作成する場合 ・要支援認定の方が要介護認定を受け、居宅介護サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が 2 区分以上変更となり、居宅介護サービス計画を作成する場合	３，０００円
入院時情報連携加算 入院するにあたり、病院等の職員に対し必要な情報を提供した場合に加算します。	（Ⅰ）２，５００円 （Ⅱ）２，０００円
退院・退所加算 退院・退所するにあたり、病院・施設職員と面談し、情報提供を得て居宅介護サービス計画を作成した場合に加算します。	(Ⅰ)ｲ　４，５００円 (Ⅰ)ﾛ　６，０００円 (Ⅱ)ｲ　６，０００円 (Ⅱ)ﾛ　７，５００円 (Ⅲ)　９，０００円
通院時情報連携加算 病院または診療所において診察を受ける時に同席し、医師等に必要な情報提供を行うとともに、必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に加算します。	５００円
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合に加算します。	２，０００円
ターミナルケアマネジメント加算 終末期医療を受け、ご自宅で亡くなられた日の 14 日間以内に、2 日以上訪問し必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合に加算します。	４，０００円
特定事業所医療介護連携加算 前々年度の 3 月から前年度 2 月までの間に退院・退所加算に係る連携の回数が 35 回以上、もしくはターミナルケアマネジメント加算の算定が 15 回以上の場合に加算します	１，２５０円